○海上保安庁告示第三百二十八号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十一年十一月二十五日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	淡路室津港西防波堤灯台
位置	
所在地	兵庫県淡路市（室津港西防波堤外端）
北緯	三四―三一―三一
東経	一三四―五二―四一
変更した事項	
光度	閃光実効光度七八カンデラ　不動光七カンデラ
光達距離	閃光五・〇海里　不動光二・〇海里
高さ	地上から構造物の頂部まで八・七メートル　平均水面上から灯火まで一三メートル
変更年月日	平成二十一年十月九日

○東北地方整備局告示第二十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月二十五日

東北地方整備局長　青山　俊行

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
南陽市元中山字代一七三番一から上山市中山字金神林参一四三番一まで	前	一三・〇〇～四一・〇〇メートル	〇・七〇六キロメートル
	後	一三・〇〇～五四・〇〇	〇・七〇六

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○東北地方整備局告示第二十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月二十五日

東北地方整備局長　青山　俊行

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十三号	南陽市元中山字代一七三番一から上山市中山字金神林参一四三番一まで	東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年十一月二十五日

○東北地方整備局告示第三十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月二十五日

東北地方整備局長　青山　俊行

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
青森市浪岡大字下十川字村元七五番一から同市浪岡大字女鹿沢字西花岡一〇〇番二まで	前	BA　一一・〇〇～三九・三〇～一一・〇〇メートル	二・一四五キロメートル	上記A及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA　一一・〇〇～三九・三〇～一一・〇〇メートル	二・一四五キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

○東北地方整備局告示第三十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月二十五日

東北地方整備局長　青山　俊行

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
七号	青森市浪岡大字下十川字村元七五番一から同市浪岡大字女鹿沢字西花岡一〇〇番二まで	東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年十一月二十五日

○東北地方整備局告示第三十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月二十五日

東北地方整備局長　青山　俊行

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
にかほ市平沢字前田一三三番七から由利本荘市出戸町字井戸尻四五番一まで	前	BA　一一・六〇～一一・五〇メートル	一二・四六〇キロメートル	上記A・B及びCは関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	AC　一一・六〇～一一・五〇　一一・〇〇～二四八・〇六	一二・四六〇　一二・九〇七	

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所

○東北地方整備局告示第三十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月二十五日

東北地方整備局長　青山　俊行

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
七号	にかほ市平沢字前田一三三番七から由利本荘市出戸町字井戸尻四五番一まで	東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年十一月二十五日